

原子力防災対策及び 地域原子力防災協議会等について

令和4年4月
内閣府(原子力防災担当)

原子力防災対策

1. 内閣府（原子力防災担当）の役割

内閣府（原子力防災担当）の役割は、平時から緊急時まで一貫して
オフサイトの原子力災害対策に対応すること

内閣府（原子力防災担当）

- オフサイトにおける**住民避難**等の防護措置を担当。
- 防護措置の実施は、警察・消防等の実動組織を含む国・自治体職員、民間事業者などの**対応要員**が担う。

※防護措置の基本的考え方等は、原子力規制委員会が策定する「原子力災害対策指針」に基づく

原子力規制委員会

- 環境省の独立性の高い三条委員会として、科学的・技術的見地から、主に原子力発電所等（**オンサイト**）の**安全規制**を担当。

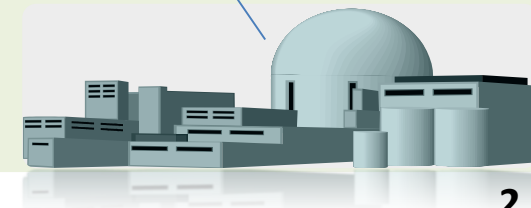
※オフサイトのモニタリング（放射線測定等）は原子力規制委員会が実施

- 原子力発電所内の事故対応は、主に**電力事業者等**が担う。

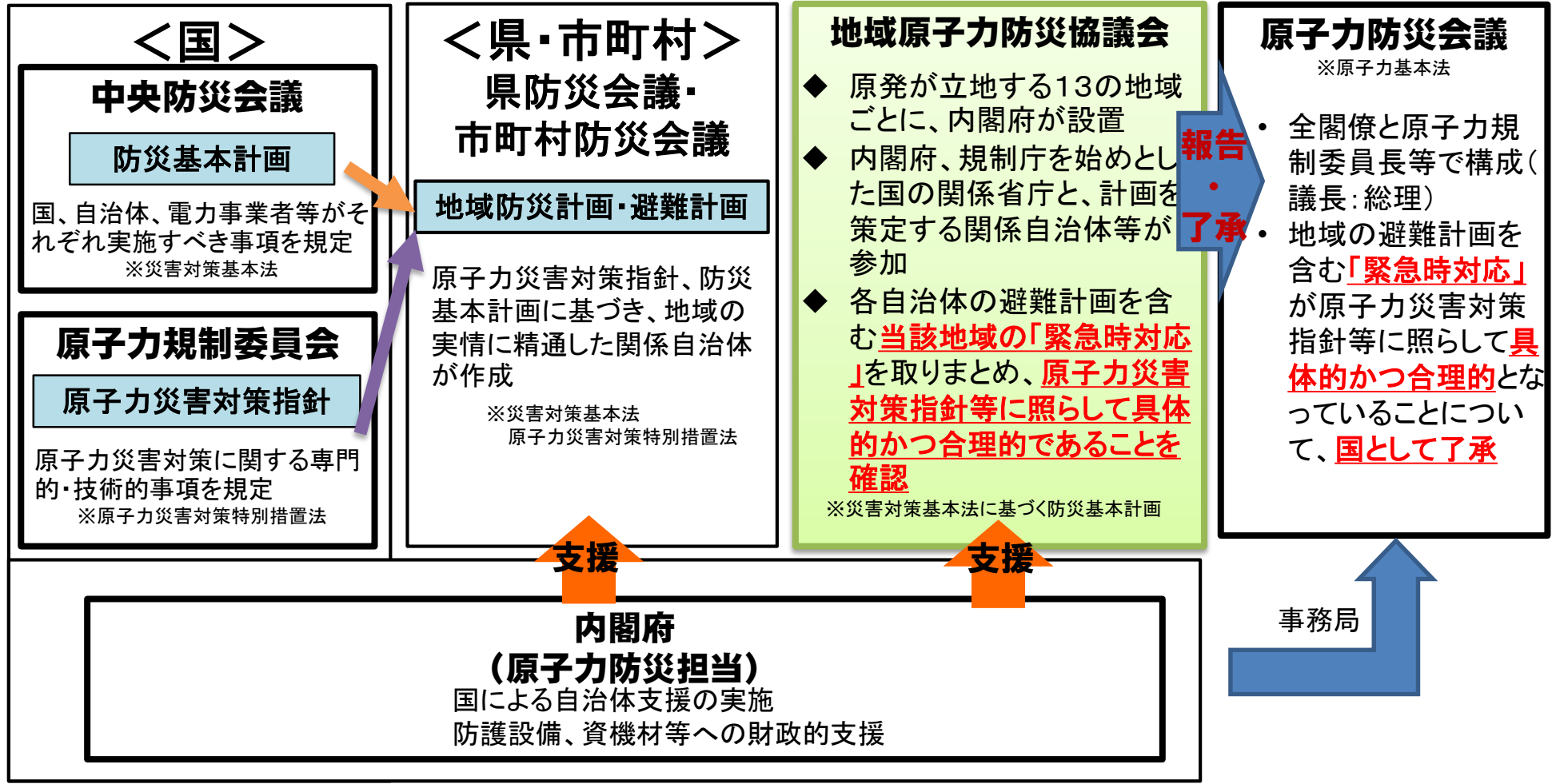
※施設ごとに「原子力災害対策重点区域」を設定

原子力発電所敷地外（オフサイト）

原子力発電所敷地内（オンサイト）



2. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



- <国による自治体支援の具体的内容>**
- 計画**策定当初から政府がきめ細かく関与**し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、**地域が抱える課題をともに解決**するなど、**国が前面に立って自治体をしっかりと支援**
 - 緊急時に必要となる資機材等については、**国の交付金等により支援**
 - 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
 - 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、**訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化**

3. 平時・緊急時における原子力防災体制

平時

原子力防災会議

(原子力基本法 第三条の三)

※常設

- 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時の総合調整
- 事故後の長期にわたる取組の総合調整

【会議の構成】

議長： 内閣総理大臣
副議長： 内閣官房長官、環境大臣、
内閣府特命担当大臣(原子力防災)、
原子力規制委員会委員長 等
議員： 全ての国務大臣、内閣府副大臣・政務官、内閣危機管理監等

【事務局体制】

事務局長： 環境大臣
事務局次長： 内閣府政策統括官(原子力防災担当)
水・大気環境局長

緊急時

原子力災害対策本部

(原子力災害対策特別措置法 第十六条)

※原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に設置

- 原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策・原子力災害事後対策の総合調整

【会議の構成】

本部長： 内閣総理大臣
副本部長： 内閣官房長官、環境大臣、
内閣府特命担当大臣(原子力防災)、
原子力規制委員会委員長 等
本部員： 全ての国務大臣、内閣危機管理監
その他内閣総理大臣が任命する者：内閣府副大臣・政務官等

【事務局体制】

事務局長： 内閣府政策統括官 (原子力防災担当)
事務局長代理：原子力規制庁長官、内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当)
事務局次長： 内閣官房危機管理審議官、内閣府大臣官房審議官(防災担当)

(注1) 原子力防災を担当する内閣府副大臣若しくは大臣政務官(環境副大臣・政務官が併任)が現地対策本部長となる。

(注2) 必要に応じ原子力防災担当以外の環境副大臣・政務官も任命

4. 原子力緊急事態時の危機管理体制

【中央】

国の職員の本拠は、

- 官邸チーム (官邸との調整)
- ERCチーム (情報集約・状況判断)
- OFCチーム (自治体との調整)
- 原子力被災者生活支援チーム (避難住民の生活支援等)

《官邸》

※必要に応じ、状況報告

原子力災害対策本部
 本部長：内閣総理大臣
 副本部長：官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災)、規制委員会委員長等
 本部員：全ての国務大臣、内閣府副大臣・政務官、内閣危機管理監等

原災本部事務局 官邸チーム

内閣府政策統括官(事務局長)
 内閣府・規制庁等主要職員等

→ 指示・連絡

↔ 調整・連携

— 原子力統合防災ネットワーク

《規制庁内ERC》

原子力規制委員会

専門的・技術的知見

原災本部事務局 ERCチーム
 規制庁次長
 内閣府・規制庁等主要職員等

《原子力利用省庁執務室》

原子力被災者生活支援チーム

事務局長：原子力利用省庁副大臣
 事務局長補佐：原子力利用省庁審議官(内閣府審議官と併任)

原子力被災自治体支援チーム

【現地】

《オンサイト対応》

原子力事業所 災害対策支援拠点
 (例. Jヴィレッジ)
 自衛隊等

原子力施設 事態即応センター
 (原子力事業者本店)
 規制庁職員

事業者の監督・支援等

原子力事業所
 (プラントの事故収束)

《オフサイト対応》

現地対策本部
 (オフサイトセンター: OFC)
 本部長：内閣府副大臣
 内閣府大臣官房審議官等

自治体

《合同対策協議会》

住民の避難指示・支援等

原子力発電所外
 (住民の防護)

5. 令和3年度原子力総合防災訓練の概要

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体、原子力事業者における防災体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「女川地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和4年2月10日(木)、11日(金・祝)、12日(土)

3 訓練の対象となる原子力事業所

東北電力株式会社 女川原子力発電所

4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町ほか

事業者:東北電力株式会社

関係機関:量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

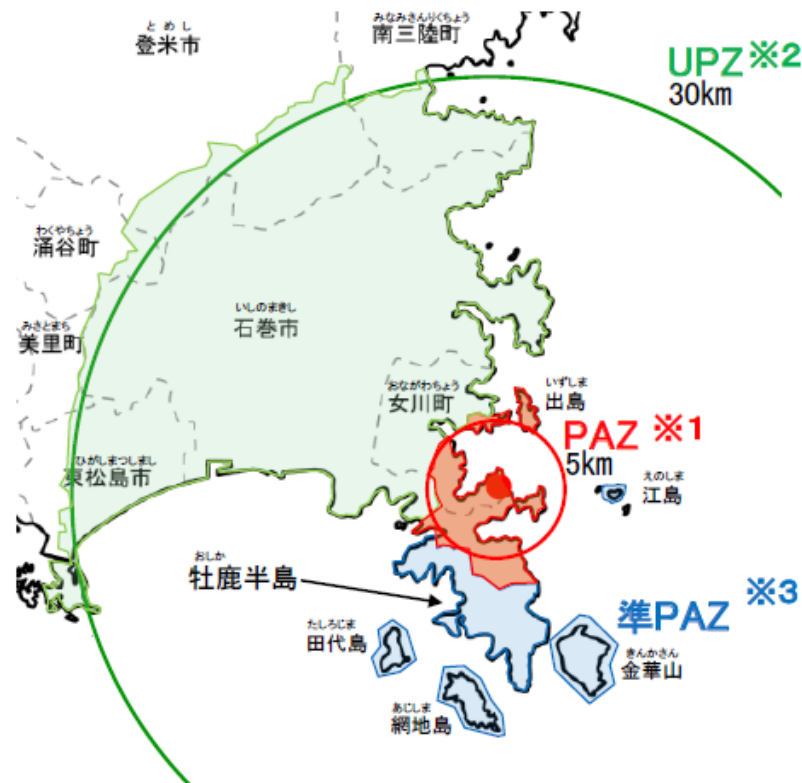
5 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、発電所を対象に以下の訓練を実施

- (1)迅速な初動体制の確立
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3)県内への住民避難、屋内退避等

6 特記事項

- 実動組織等のあらゆる手段を用いた離島や孤立地域住民の避難の実効性の確認
- 段階的防護措置と新型コロナウイルス感染症対策の両立
- 作り込まれた事前のシナリオを極力排したブラインド訓練の追求
- 避難経路上における交通誘導等による避難の円滑化を図るための訓練の実施
- 訓練実施上の新型コロナウイルス感染症対応への留意(訓練実施上の統制事項)



※1 PAZ :Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)	1市1町(女川町、石巻市)
※2 UPZ :Urgent Protective Action Planning Zone (緊急防護措置を準備する区域)	3市4町(女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町)
※3 準PAZ (UPZのうち、PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域)	1市1町(女川町、石巻市)

(参考)原子力防災対策の重点区域

○PAZ:Precautionary Action Zone

原子力施設から概ね半径5km圏内(発電用原子炉の場合)。
放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

○UPZ:Urgent Protective action planning Zone

PAZの外側の概ね半径30km圏内(発電用原子炉の場合)。

- ・全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民の屋内退避を実施。
- ・放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が緊急時モニタリングの結果に基づき空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、同本部長(総理大臣)の指示を受け一時移転等を実施。

UPZ

(概ね半径30km圏)

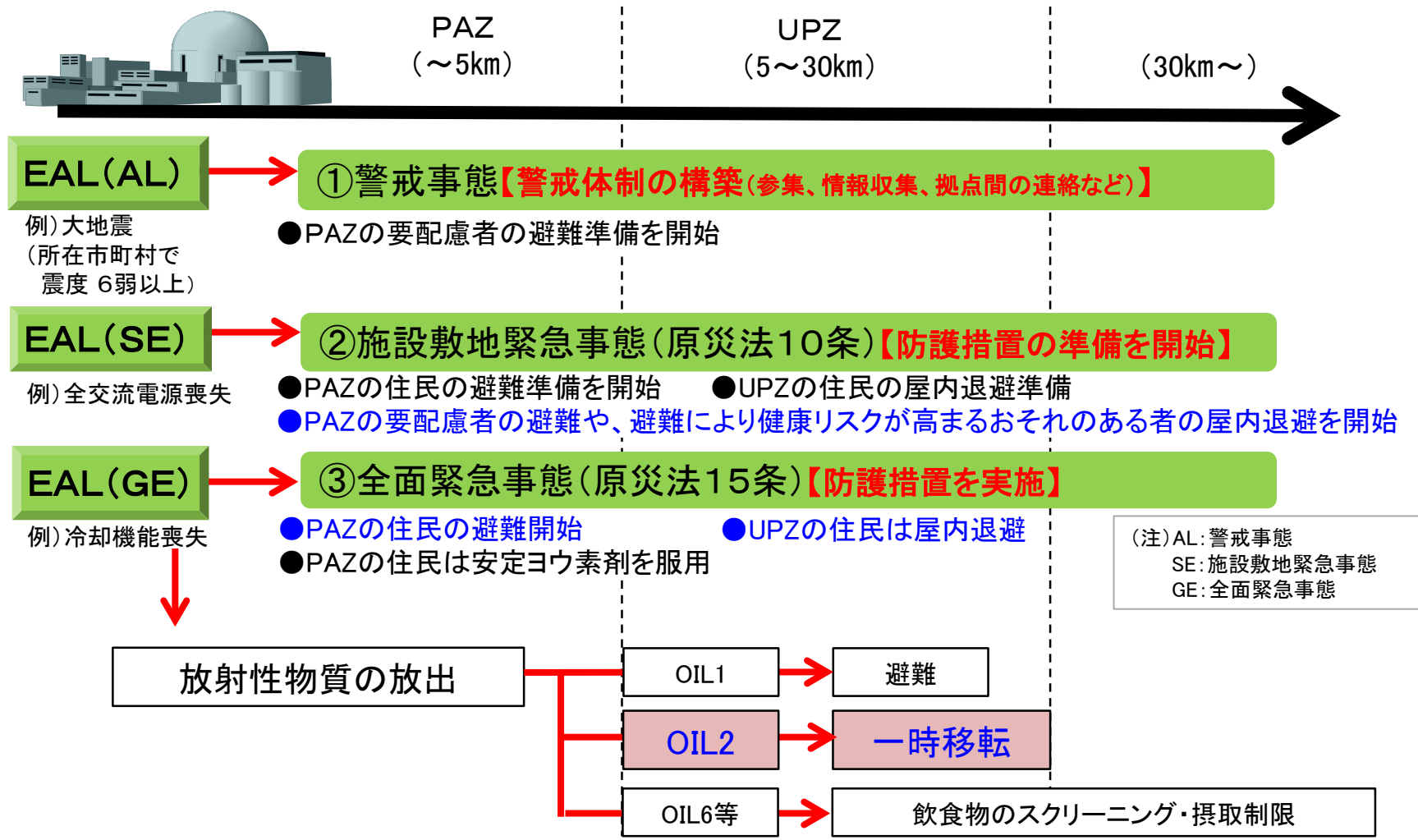
PAZ

(概ね半径5km圏)



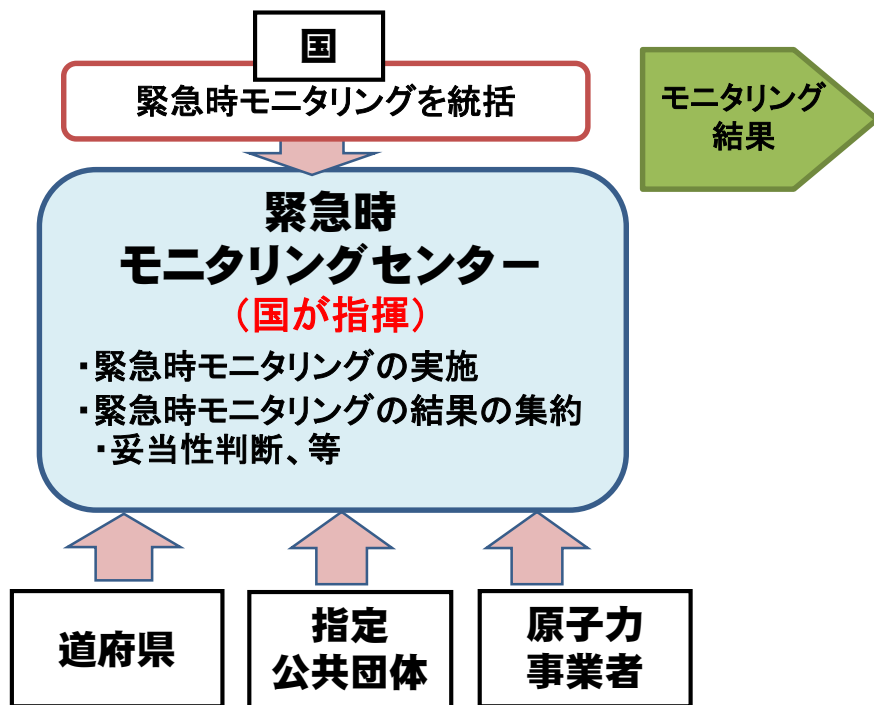
(参考)EALによる段階的避難／要配慮者は早期避難

- 原子力施設の状態等に基づく、三段階の緊急事態区分を導入。その区分を判断する基準（EAL:Emergency Action Level)を設定。
- EALに応じ、放射性物質の放出前に避難や屋内退避等を行う。
- 放射性物質放出後は、OIL(Operational Intervention Level)に応じ、UPZ内住民の一時移転等を実施。



(参考)UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内においては住民の屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が一定値以上となる区域を特定し、当該区域は同本部長(総理大臣)の指示を受け一時移転等を実施。
- 飲食物については、放射性核種ごとに濃度基準を設け、摂取制限を実施。



種類	初期基準値	防護措置の概要
OIL1	500 μ Sv/h (マイクロシーベルト パーアワー)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。
OIL2	20 μ Sv/h (マイクロシーベルト パーアワー)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物の基準	0.5 μ Sv/h (マイクロシーベルト パーアワー)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	核種ごとに基準を設定	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(参考)屋内退避施設等の放射線防護対策工事のイメージ

要配慮者や住民等の屋内退避施設、緊急時の現地の対策拠点施設等に対する放射線防護対策は、施設の形態、規模等により異なるが、主な放射線防護対策工事の内容は図のとおり。

非常用発電設備 燃料小出槽

商用電源が喪失した場合においても陽圧化装置等を稼働するための非常用発電設備。



差圧計

屋内の空気圧を測定することにより、陽圧化装置の稼働状況を把握。



気密性の確保

玄関出入口の二重扉化や壁及び窓枠等の補強。



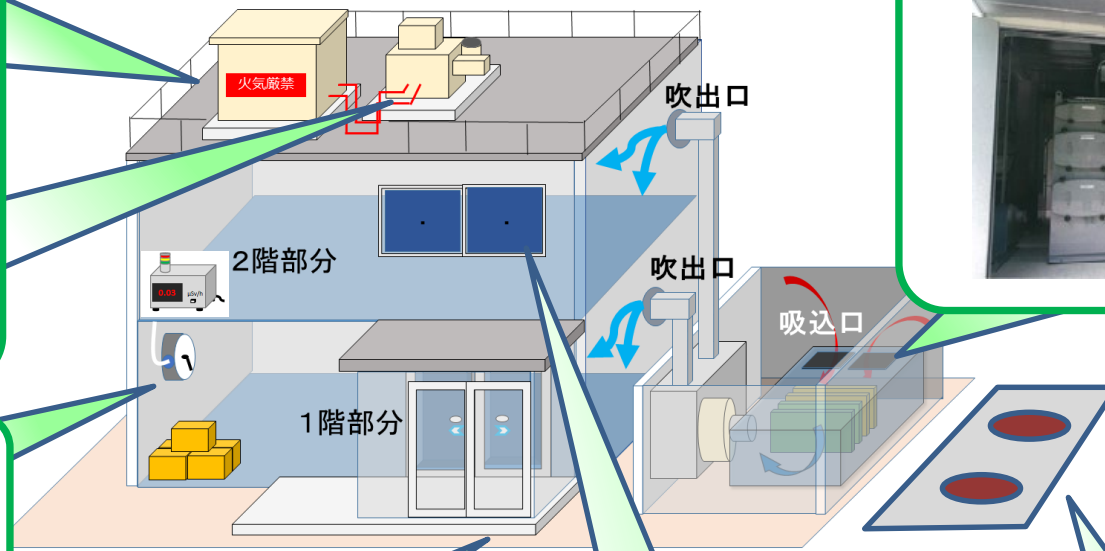
陽圧化装置

- ・プレフィルターで砂塵等を除去。
- ・メインフィルター（HEPA・活性炭）で放射性セシウムや放射性ヨウ素等を除去。
- ・上記処理後の清浄な空気を施設内に給気。



地下燃料タンク

非常用発電機稼働用



6. 内閣府(原子力防災担当)のコア・ミッション

原子力災害対応の実効性向上に向けた取組に重点化

対応要員の
対応力向上

自らの対応力
確保・維持・向上

→ 対応力の強化

- ブラインド訓練や意思決定に係る机上訓練などの取組を充実・強化
- その他、引き続き、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、関係自治体、電力事業者等が合同で実施する**原子力総合防災訓練**、関係自治体主催の防災訓練等の訓練や各種の研修に参画・受講

→ 関係自治体要員・防災業務関係者の研修・訓練の拡充・強化

→ その他、関連地域全体に対する協力支援

- **地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を推進**
 - ・ 原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、**東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応**を含めて、関係自治体の地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を推進
 - ・ 全体として具体化・充実化が図られた地域については、同協議会で地域の「緊急時対応」について確認し、原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）に報告、了承を得る

住民の
理解促進

関連地域全体に
対する協力支援

→ 住民への情報伝達手段の多様化・高度化

- 関係自治体における住民への**情報伝達手段の多様化・高度化**
- 「住民の理解促進」に資する**調査研究及び知見の収集・整理**

7. 令和3年度補正予算及び令和4年度予算の概要

	令和3年度 当初予算 (a)	令和3年度 補正予算 (b)	令和4年度 予算 (c)	対前年度比 (c) - (a)
一般会計	-	38億円	-	-
エネルギー対策特別会計 (電源開発促進勘定)	1 2 1 億円	-	1 2 3 億円	+ 2 億円 (+ 2%)

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

令和4年度予算額
エネルギー対策特別会計
95億円（88億円）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

平成24年10月に原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針等に基づき、原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策を強化する必要があります。

○事業の内容・実施項目

本事業の柱となる以下の5事業により、立地道府県等（※）が行う原子力防災対策を支援します。

（※）原子力発電所については、概ね30km圏内の道府県

① 緊急時連絡網整備事業

立地道府県等と国の機関並びに所在市町村等を結ぶ緊急時連絡網の維持・管理に係る事業

② 防災活動資機材等整備事業

緊急時における住民の安全を確保するための施設や、防災業務従事者の安全を確保するための物品の整備、原子力災害医療に用いる施設及び物品、原子力施設等の警備のための施設及び物品の整備に係る事業

③ 緊急時対策調査・普及等事業

緊急時における住民の安全の確保に関する調査、知識の普及等に係る事業

④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業

緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に係る整備・維持事業

⑤ 緊急時避難円滑化事業

緊急時の避難円滑化に係る事業（避難時における避難経路の隘路対策（すれ違い待機所の設置等の局部的な改修等）、安全対策（法面改善等）、豪雪対策（融雪設備、誘導員配置等）、避難住民への情報提供（誘導標識の設置等）等、モデル実証事業の効果検証を踏まえたもの）

具体的な成果イメージ

地域原子力防災協議会・作業部会

① 緊急時連絡網整備事業



② 防災活動資機材等整備事業



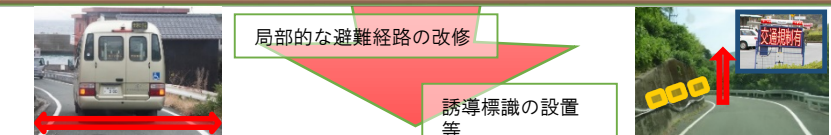
③ 緊急時対策調査・普及等事業



④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業



⑤ 緊急時避難円滑化事業



事業のスキーム

国

定額を交付

立地道府県等

原子力防災体制の充実・強化

原子力災害時避難円滑化モデル実証事業

令和4年度予算額
エネルギー対策特別会計
5億円（10億円） ※継続事業分

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

原子力災害に係る避難経路は、非常時には確実に使用できる必要がありますが、過疎地や山間地等に立地することも多く、整備が優先されていません。そのため平成28年度補正等において、順次避難経路等の阻害要因改善の調査を行ってきました。

その結果、避難経路の狭隘部におけるバス等による住民避難の迅速性の向上等が提起されています。

こうした点を具体的に改善するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019（いわゆる『骨太の方針』）」における防災・減災と国土強靱化の推進の一環として、効果的・効率的な避難方法の改善についてモデルとなる経路を数例選定し、避難の円滑化を図るための各種の対策からなる計画（避難円滑化計画）を作成した上で、この計画に基づく改善モデルの実証とその成果の普及について支援します。

○事業の内容・実施項目

これまでに抽出された阻害要因とその改善策の中から、全国の範となるモデルを選定し、実証等を行います。

（支援例：一方通行化のための信号機のソフト改修、電光標識等の設置、すれ違い待避所の設置等の局部的な改修等）

事業のスキーム



事業のイメージ

平成28年度補正等における阻害要因と改善提案の例

防災訓練や現地実態調査等の実施

教訓・課題の抽出

避難円滑化計画の作成・実施
（モデル実証事業）

- ① 緊急時に避難の改善効果が見込まれるモデル経路の選定
- ② 交通誘導対策等各モデル地区に応じた対策
 - ✓ 一方通行化など効果的な対策（計画の作成）
 - ✓ 信号機の点灯時間の最適化等（既存インフラの強化）

- ③ その上で、局部的な阻害要因等を改善する有効な対策。



電光標識、反射材等の設置により安全な避難を確保



行き違いを可能にする車両の選定や、局部的な拡幅等により迅速な避難を実現

- ◆ 構築した避難モデルの実証成果を広く普及・共有
- ◆ 交通渋滞の緩和など安全かつ迅速な避難の実現

原子力防災研修事業等委託費 (原子力防災研究・研修等事業)

令和4年度予算額
エネルギー対策特別会計
4.4億円(4.3億円)

事業の背景・内容

○事業の背景・必要性

万が一の原子力災害時において中核となる防災業務関係者の育成は、喫緊の課題です。緊急時対応が各地で策定されつつある中で、国や地方自治体等の意思決定者や現場での住民誘導を行う職員、避難退域時検査要員等にとって、それぞれ必要となる防災スキルに関し、国際的な基準等に則って、体系的かつ効果的に教育する必要があります。また、福島原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力防災の最新技術を研究・蓄積し、IAEAなどの国際機関での議論等をリードできるようにする必要があります。

○事業内容

(1) 原子力防災研修・訓練事業

「対応要員の対応力向上」のための訓練・研修に係る取組を進めるとともに、万が一の原子力災害時において原子力災害対策重点区域内の屋外で作業することとなる防災業務関係者のための研修、「対応要員の対応力向上」のためのブラインド訓練や意思決定に係る机上訓練などの取組を充実・強化することで原子力災害対応要員を体系的に育成します。

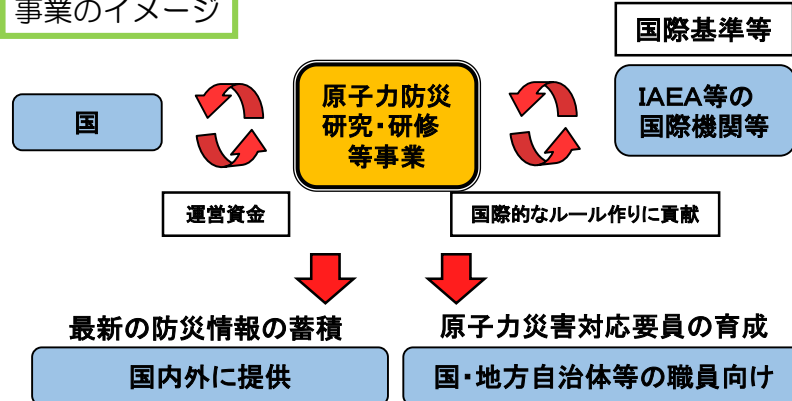
(2) 原子力防災研究事業

原子力防災の課題解決に向けた国内外の知見の分析・蓄積を行うための調査研究を実施し、放射線防護施設を始めとする技術基準等を策定するための技術評価・検証を行うとともに、我が国の研究成果等を発信し、国際基準策定に貢献します。また、諸外国や国際的な標準に照らして我が国の原子力体制を検証し、国内体制の強化を図ります。さらに、得られた科学的知見を分かりやすく取りまとめて「住民の理解促進」を図ります。

(3) 原子力災害長期化対応調査

原子力災害が長期化した場合の課題の抽出を行うための調査・分析を実施し、対応の具体化に貢献します。

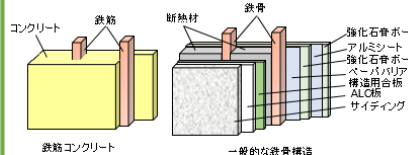
事業のイメージ



国際会議の様子 (イメージ)



研修の様子 (イメージ)

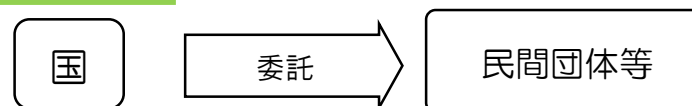


放射線遮蔽の技術評価・検証



訓練の様子 (イメージ)

事業のスキーム



＜令和3年度補正予算事業＞

原子力発電所周辺地域における防災対策の充実・強化 (原子力災害対策事業費補助金)

令和3年度補正予算額：38億円

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

(令和3年度当初予算：-億円(一般会計))

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

東京電力福島第一原子力発電所事故において、要配慮者が十分な準備の無い中で、無理な避難を実施したために亡くなられたという重大な教訓を踏まえ、避難準備が整うまでの間、要配慮者等の被ばくのリスクを下げながら、安全に一時的な屋内退避を行うための施設等の整備が必要。

また、原子力災害時の医療体制の確保に際しての原子力災害対策指針に基づく原子力災害拠点病院等の施設整備や原子力災害時に必要となる緊急事態応急対策等拠点施設（OFC）の整備が急務。

○事業の内容・実施項目

＜放射線防護対策等事業＞

- ・概ね10km圏内の要配慮者等の屋内退避施設及び現地災害対策拠点施設への放射線防護対策
- ・UPZ内の孤立化のおそれのある屋内退避施設への放射線防護対策

＜原子力災害医療施設等整備事業＞

- ・原子力災害拠点病院等としての活動に必要な施設・設備等の整備

＜緊急事態応急対策等拠点施設整備事業（OFC整備事業）＞

- ・OFCに係る設備等の要件に関するガイドラインへの準拠に伴う整備等

放射線防護対策

【非常用発電設備の設置】



【陽圧化装置の設置】



【資機材・物資の整備】

【気密性・遮蔽性の確保】

原子力災害医療施設整備



【内部被ばく検査機器の設置】



【線量測定、除染用施設の整備】

OFC整備

緊急事態応急対策拠点施設
(OFC：オフサイトセンター)



- 【施設の陽圧化】
- 【非常用発電機の増強】
- 【電源車用配電盤の設置】
- 【その他設備更新】

事業のスキーム

国

定額補助

立地道県等

地域原子力防災協議会と緊急時対応

1. 地域原子力防災協議会

「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府を中心に以下の取組を実施

- (1) 内閣府は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認。

原子力防災会議(平成25年9月3日)決定から抜粋

地域原子力防災協議会の設置

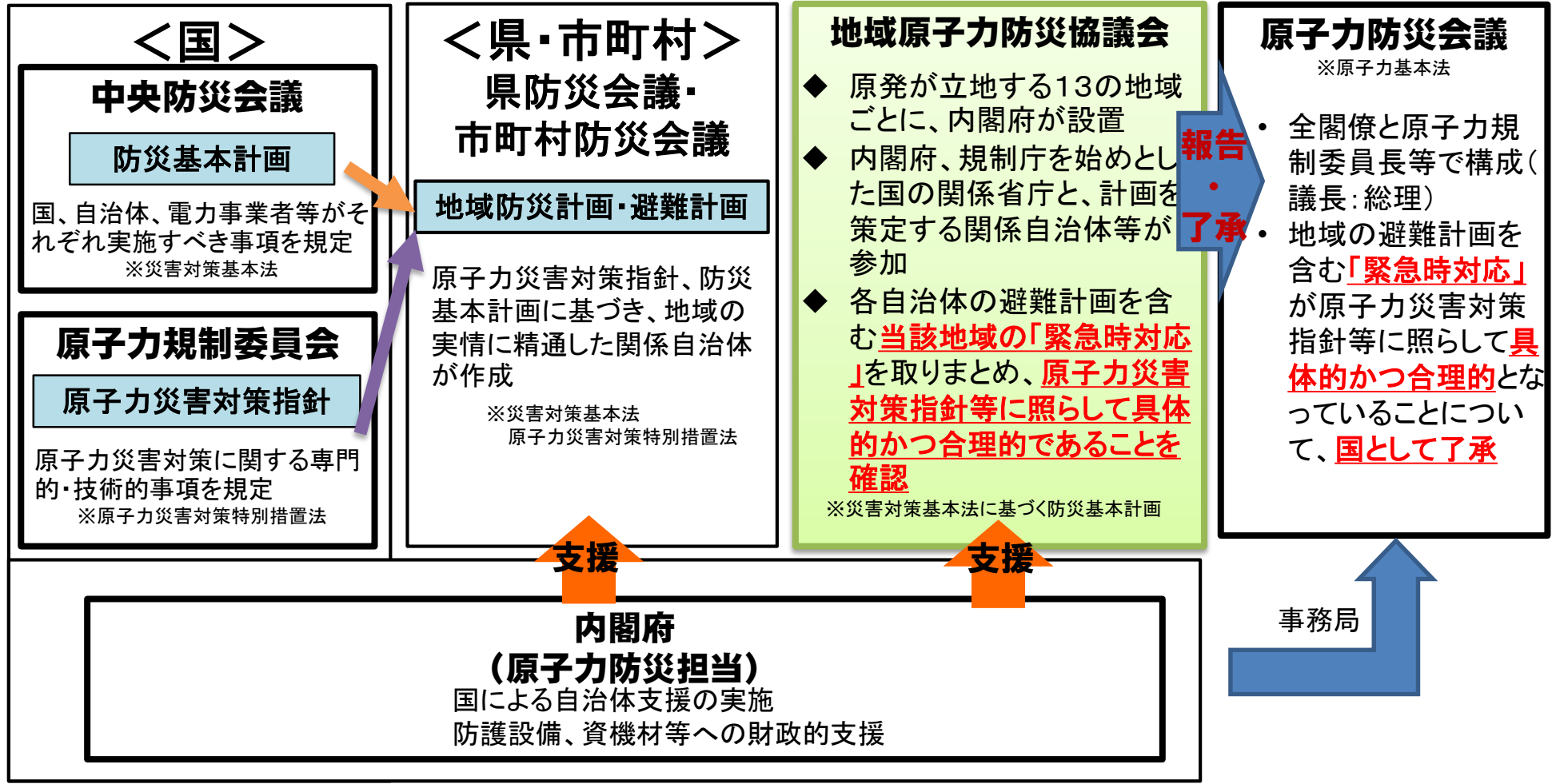
- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして、「地域原子力防災協議会」(以下「協議会」という。)を設置。

協議会の運営

- 協議会は、13地域に設置 基本構成員は内閣府政策統括官(原子力防災担当)、関係府省庁審議官等、関係道府県副知事 地域ごとの課題や実情に応じて柔軟に設定
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を設置。基本構成員は内閣府政策統括官(原子力防災担当)、道府県、厚労省、国交省及び実働省庁、原子力規制庁、関係機関の各担当者 地域ごとの課題や実情に応じて柔軟に設定
- 内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、協議会開催の場合、その議事要旨を作成・公表 等

「地域原子力防災協議会の設置について」(平成27年3月20日 内閣府政策統括官(原子力防災担当))から抜粋

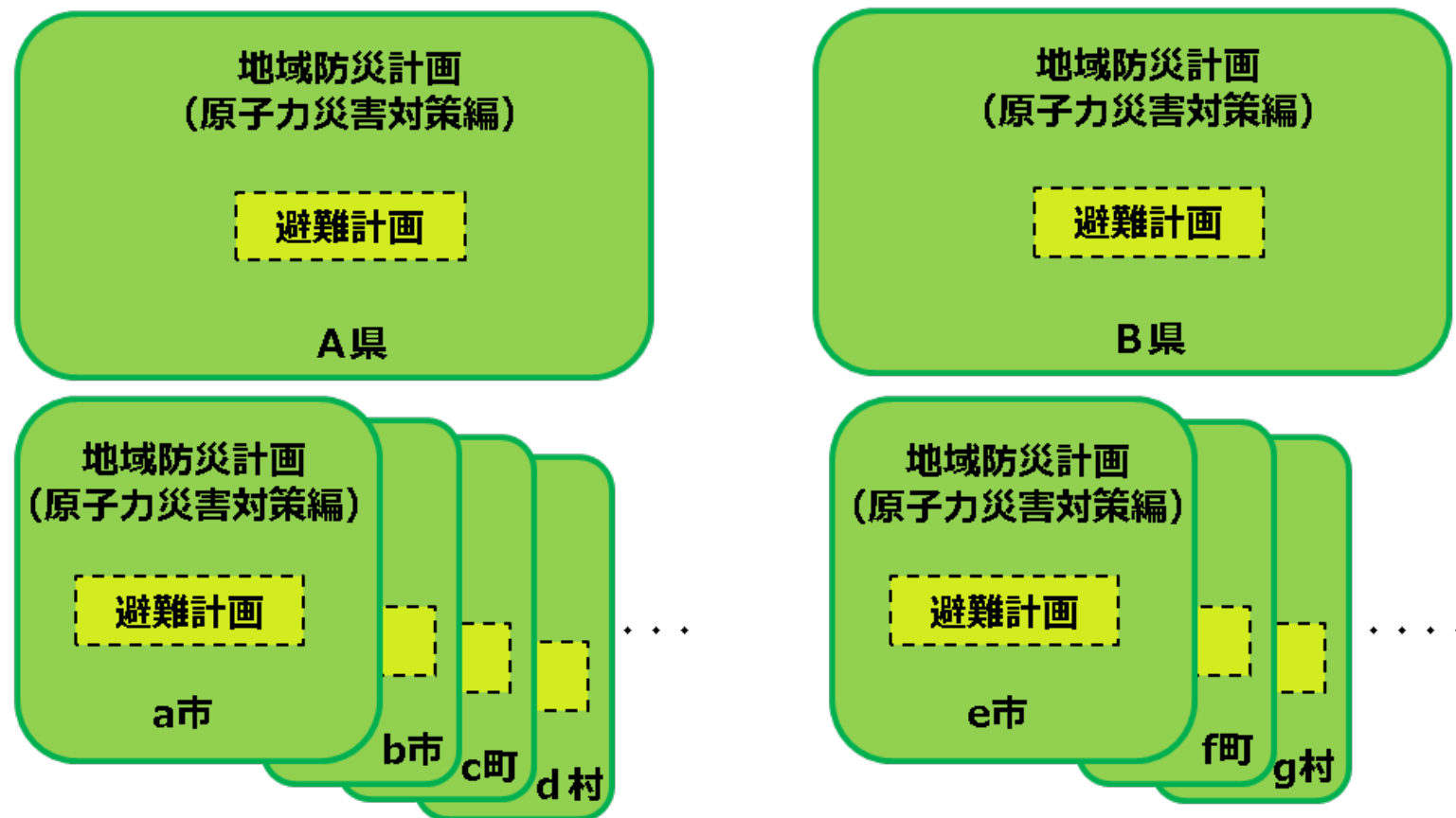
2. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制(再掲)



- <国による自治体支援の具体的内容>**
- 計画**策定当初から政府がきめ細かく関与**し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、**地域が抱える課題をともに解決**するなど、**国が前面に立って自治体をしっかりと支援**
 - 緊急時に必要となる資機材等については、**国の交付金等により支援**
 - 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
 - 一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、**訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化**

3. 「緊急時対応」とは①

内閣府が原子力発電所の所在地域ごとに設置した「地域原子力防災協議会」において、関係省庁と関係自治体が参加し、関係自治体の地域防災計画や避難計画を含むその地域の緊急時における対応をとりまとめたもの。



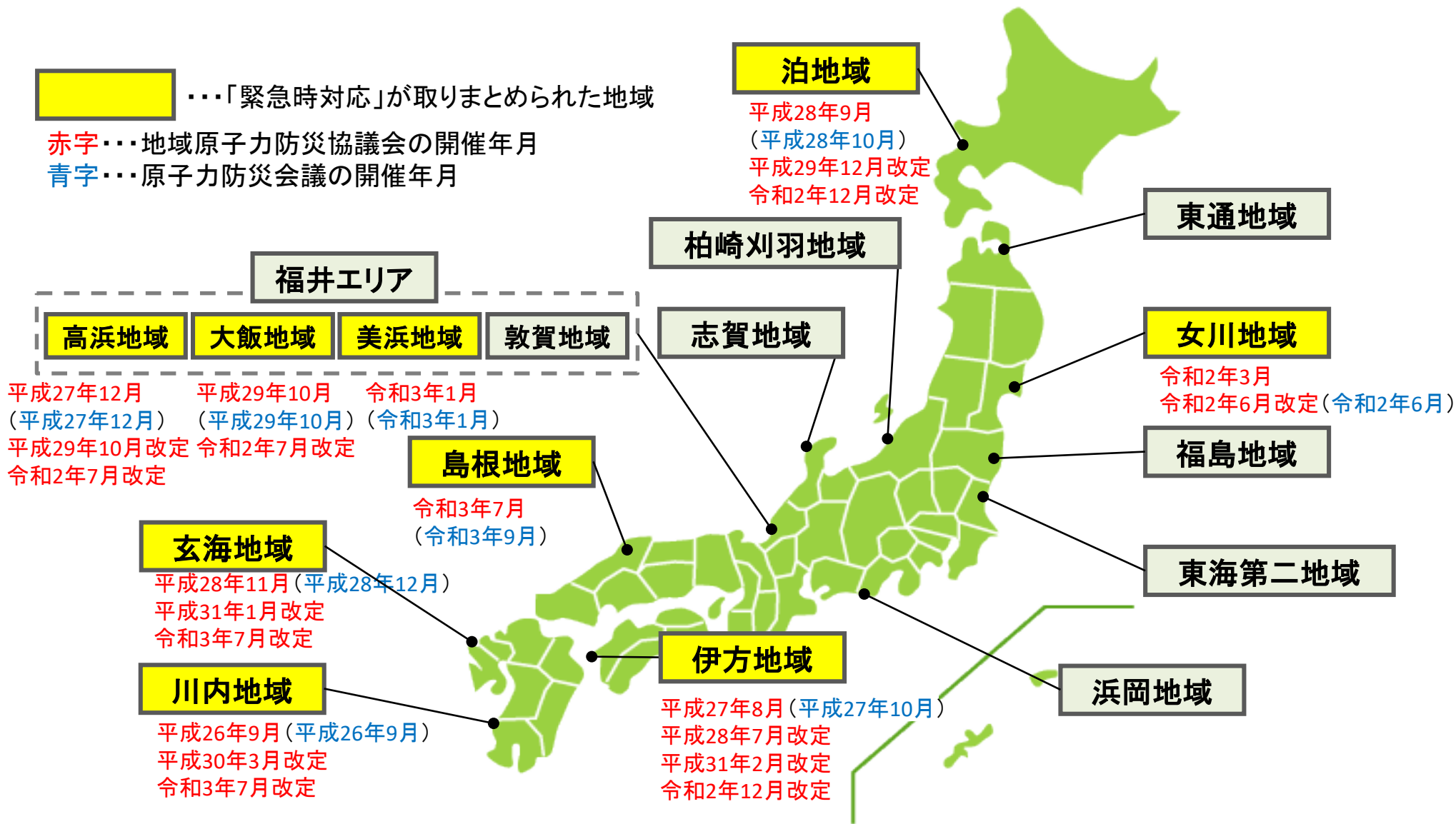
その他、
実動省庁を含む関係省庁、量子科学技術研究開発機構等の指定公共機関などの緊急時における対応を含む。

3. 「緊急時対応」とは②

■ 「緊急時対応」の一般的な構成

1. はじめに
2. 当該地域の概要
3. 緊急事態における対応体制
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応
5. PAZ内の全面緊急事態における対応
6. UPZ内における対応
7. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制
8. 緊急時モニタリングの実施体制
9. 原子力災害時の医療の実施体制
10. 実動組織の支援体制

4. 「緊急時対応」の取りまとめ状況



5. 計画の策定に関する共通課題

1. 要配慮者の安全な避難

- ◆避難の実施に時間がかかり、特別の移動手段や避難先が必要となる要配慮者（病院の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の傷病者など）の安全な避難の確保が課題。特に、即時避難が求められる5km圏内については、地域毎に具体的対策の立案が急務。
- ◆要配慮者施設の放射線防護対策工事は対応策の中核。移動手段としての福祉車両確保も重要。

2. 移動手段(バス)の確保

- ◆地域のバス会社の応援を得る等により、避難の足となる車両の確保が急務。

3. 複合災害時の避難

- ◆地震、津波、大雪、大雨時における避難所、避難用車両、避難経路の確保が課題。

4. 安定ヨウ素剤の事前配布

- ◆5km圏住民に事前配布するとされている安定ヨウ素剤について、配布率のさらなる向上と、配布に伴い自治体が負う実務のさらなる軽減。
- ◆概ね5～30km圏内においても、緊急配布の受取の負担を考慮した場合、事前配布により避難等が一層円滑になると想定される住民への適切な事前配布を推進。

5. 避難受入れ自治体による「受入れ体制」の整備

- ◆30km圏外にある避難受入れ側自治体の体制整備についての指摘あり。連絡や避難所立ち上げ等の防災訓練の実施、自治体職員や住民への研修・広報が必要。

6. 避難退域時検査及び簡易除染実施体制の整備

- ◆避難住民を円滑に避難退域時検査等する体制の整備（資機材整備、要員確保、場所選定）が必要。

6. 柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会

柏崎刈羽地域の地域防災計画・避難計画の充実・強化に向け、柏崎刈羽地域原子力防災協議会の枠組みの下、同協議会作業部会において、関係自治体等と一体となって検討を重ねている。

● メンバー

新潟県、柏崎市、刈羽村、陸上自衛隊、海上保安庁、
経済産業省、原子力規制庁、内閣府（原子力防災担当）

● オブザーバー

長岡市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、
上越市、出雲崎町、東京電力ホールディングス(株)

※議題によっては、メンバー、オブザーバーが追加されることもある。

7. 作業部会開催実績

日程	回数	議論内容
平成27年6月11日	第1回作業部会	・緊急時対応策定に向けたキックオフ
平成28年4月26日	第2回作業部会	・県から避難計画充実に向けた課題を説明
6月24日	第3回作業部会	・今後取り組んで行く事項について確認
8月29日	第4回作業部会	・机上演習の実施
平成29年2月13日	第5回作業部会	・机上演習からの教訓事項の抽出
令和元年5月21日	第6回作業部会	・今後の作業部会の進め方 ・新潟県原子力災害広域避難計画の策定 ・新潟県原子力災害机上訓練について
8月27日	第7回作業部会	・原子力災害対策指針等の改正 ・PAZ内の施設敷地緊急事態における対応について
9月11日	第8回作業部会	・東京電力HD(株)の原子力防災への協力 ・PAZ内の全面緊急事態における対応について
令和2年7月21日	第9回作業部会	・感染症流行下での原子力災害時における防護措置 ・令和元年及び2年度新潟県原子力防災訓練について ・避難車両の手配について ・安定ヨウ素剤について
11月9日	第10回作業部会	・令和2年度新潟県原子力防災訓練の結果について ・原子力災害時の避難手段に関する調査結果概要 ・PAZ内の施設敷地緊急事態における対応、PAZ内の全面緊急事態における対応
令和3年2月2日	第11回作業部会	・令和2年度新潟県原子力防災訓練(冬季避難訓練)の実施結果について ・UPZ内における対応について ・放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制、緊急時モニタリングの実施体制、原子力災害時の医療等の実施体制
3月25日	第12回作業部会	・UPZ内における対応について ・放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制、緊急時モニタリングの実施体制、原子力災害時の医療等の実施体制 ・原子力災害と雪害の複合災害時の対応
12月22日	第13回作業部会	・令和3年度新潟県原子力防災訓練(総合訓練)の振り返り ・PAZ内の施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における対応、 ・感染症(新型インフルエンザ等)の流行下における原子力災害発生時の対応 ・原子力災害と雪害の複合災害時の基本的な考え方